

まつえ農水商工連携事業助成金 交付要綱

(趣旨)

第1条 まつえ農水商工連携・特産品推進協議会（以下「協議会」という。）の交付するまつえ農水商工連携事業助成金（以下「助成金」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象等)

第2条 助成金の名称、目的、対象事業、対象経費、助成金額、終期、助成対象者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

名称	新商品開発・改良支援事業助成金	販路拡大支援事業助成金
目的	松江市内の意欲ある事業者が自社の技術・製品開発能力を活かし、市内の農林漁業者との連携から市場のニーズに適応した地域ならではの新サービス・新商品の開発及び販売促進に取り組むことにより、農林漁業者及び商工業者の増収を図り、もって市内産業の活性化を図ることを目的とする。	
対象事業	松江市農水商工連携推進事業の目的に沿った、新商品開発又は既存商品改良であり、協議会が承認したもの。なお、開発又は改良商品の磨き上げのために、事業期間中にイベントに出店するなど消費者の意見等を聴取し、当事業に反映させるものとする。また、本事業を活用した商品について、事業終了後、積極的な販売促進に取り組み、製造販売し、売上等の実績報告を行うものとする。	松江市農水商工連携推進事業の目的に沿った商品の販路拡大のために、展示会への出展に係る経費の支援で、協議会が承認したもの。
対象経費	助成対象者が新商品開発、又は商品改良するために要する費用で次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。 (1) 試作に係る原材料購入費 (2) 試作に係る委託費 (3) パッケージ等のデザイン経費 (4) 成分分析等の検査に係る経費 (5) 専門家招聘に係る謝金 (6) 試験販売に係る経費 (7) テスト販売（見本市・イベント出展、アンテナショップ・インショップの出店）に係る経費（旅費は除く） (8) その他協議会が必要と認める経費	助成対象者は自社の開発商品等を展示会に出展するために要する費用で次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。 (1) 小間料・出展料 (2) 輸送経費 (3) 自社の展示ブースの装飾作成に係る費用 (4) PR 媒体作成に係る経費 (5) パッケージ等のデザイン経費 (6) その他協議会が必要と認める経費
助成金額	【新商品開発支援事業】 助成金の額は対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て）とし、同一事業者に対する同一年度内での助成は10万円を上限とする。 【商品改良支援事業】 助成金の額は対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）以内とし、同一事業者に対する同一年度内での助成は10万円を上限とする。	助成金の額は対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て）とし、同一事業者に対する同一年度内での助成は10万円を上限とする。

終期	令和7年3月31日
助成対象者	協議会が認める事業者

(交付申請等)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、まつえ農水商工連携事業助成金交付申請書（様式第1号）を協議会会長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請に係る事業計画の策定に際し、松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工会又は東出雲町商工会等（以下これらを「支援機関」という。）より、商品・販路等に関する意見を聴かなければならない。

(交付決定について)

第4条 協議会会長は、前条第1項の交付申請があったときは、当該交付申請に係る事業の内容について別表第1に掲げる審査基準に基づき審査を行い、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 審査において必要と認めるときは、有識者の意見を聴くことができる。

3 協議会会長は、第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、まつえ農水商工連携事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第5条 第4条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容や予算を変更する又は助成事業を中止する場合には、まつえ農水商工連携事業助成金事業計画変更（中止）承認申請書（様式第3号）を協議会会長に提出し、その承認を得なければならない。

2 協議会会長は、第1項の規定により助成事業の変更又は中止を承認したときは、まつえ農水商工連携事業助成金事業計画変更（中止）承認決定通知書（様式第4号）により助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 助成事業者は、助成事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は助成金の交付の決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、まつえ農水商工連携事業助成金実績報告書（様式第5号）により、協議会会長に当該助成事業の実績を報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第7条 協議会会長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、助成金の額を確定するとともに、まつえ農水商工連携事業助成金交付確定通知書（様式第6号）により助成事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 助成金の交付を請求しようとする助成事業者は、まつえ農水商工連携事業助成金交付請求書（様式第7号）を協議会会長に提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和6年5月14日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

審査項目	審査基準
1 事業目的	松江市農水商工連携推進事業の目的に沿っているか
2 地域性	原材料に松江市内の資源を活用されているか
3 市場性・革新性	市場の分析や状況把握がなされているか ニーズやターゲットの想定、販売方法等が明確であるか 独自の技術力・強みを活用しているか
4 新規性・競争力	既存商品との差別化が図られており、競争力があるか 類似のものであっても新たな価値や使い勝手が付加されているか
5 事業計画	商品開発後の販売計画が明確であるか
6 事業の収益性や地域経済に対する貢献・波及効果	助成事業終了後、商品化し収益を見込めそうか 地域経済への貢献ができるか